

令和4年12月16日

◎大石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時59分開会)

◎大石委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《監査委員事務局》

◎大石委員長 まず、監査委員事務局について行います。

議案につきまして、事務局長の説明を求めます。

◎高橋監査委員事務局長 お手元の資料のナンバー②の議案説明書(補正予算)の255ページをお開きください。監査委員事務局の補正予算につきましては、右の説明欄にございますように、代表監査委員の人件費110万8,000円の減額と、監査委員事務局職員の人件費610万5,000円の増額をお願いしております。補正の主な理由としましては、代表監査委員が令和4年4月に新たに就任したことに伴いまして、6月分の期末手当が減額になったということと、職員の人事異動による給与の増などによるものでございます。説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎大石委員長 続きまして、人事委員会事務局について行います。

議案につきまして事務局長の説明を求めます。

◎澤田人事委員会事務局長 お手元の資料ナンバー②議案説明書の256ページを御覧ください。人事委員会は、人件費906万5,000円の減額補正でございます。人件費補正の主な理由としましては、当初予算では、育休から復職する職員2名分の給料を含めた15名分の人件費を見込んでおりましたけれども、実際には2名が配置替えされたことに伴いまして減額するものでございます。

次に、258ページをお願いします。債務負担行為につきまして、御説明をいたします。採用試験等申込システムの使用料でございます。期間は令和4年12月から令和5年度まで、支出予定額は385万円を限度としております。システムの内容につきまして、添付の資料で御説明をさせていただきたいと存じます。人事委員会の青色のインデックスのついた資料の1ページをお願いいたします。

このシステムは、職員の採用試験の申込みを民間のシステムを活用し、インターネットにより行えるようにするためのもので、平成29年度から導入をいたしております。機能と

しましては、上段左側のシステムの概要の欄の黒丸にありますとおり、受験の申込受付、ウェブ上での受験票の発行や、合格通知の送付、受験者へのメール送信のほか、本年度からは、黒丸の下から2つ目にあります、試験成績の開示なども行えるものとしております。

次に、上段右側の申込者数を御覧ください。このシステムは人事委員会が代表して契約をいたしまして、他の任命権者が行う採用試験、例えば警察本部の警察官採用試験や、教育委員会の教員採用審査等においても利用されておまして、黒丸の2つ目にあります今年度の利用状況で言いますと、全部で3,800人を超える申込者のうち、ネット申込者の割合は98.5%と、非常に高い利用率となっております。

次に、資料下段の令和5年度版のスケジュールを御覧ください。スケジュールの中ほど、令和5年4月当初からスタートします、教員採用審査及び警察官A採用試験の受付開始と同時にシステムを稼働できるようにするため、年度内に諸手続を済ませる必要がありますことから、今議会で債務負担行為の補正をお願いしているものでございます。なお、資料右下に米印で記載をしておりますが、来年度から、上級試験の一部試験区分において、民間企業の就職を検討している大学生などでも受験がしやすくなるよう、従来の教養試験に替えまして、民間企業等で広く使われております基礎能力検査を活用した新たな試験方式を導入することを検討しているところでございます。こうした新たな試験方式の追加にも柔軟に対応できるシステムを、プロポーザル方式で選定することとしております。説明は以上でございます。

◎大石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 御説明いただきました従来の教養試験の変更について、一応理由を少し述べられたと思うんですけども、もうちょっと詳しく教えていただいてもいいですか。

◎澤田人事委員会事務局長 一つは受験生の確保対策でございます。他県の状況等を見ましても、民間企業を受験される方でも、公務員だけ試験勉強をして臨む方じゃなくて、民間を受験されてる方でも受験しやすい、民間企業で普通に採用試験で使われてるような問題を扱ってる、試験区分を採用してるところがだんだん増えてきております。そういった状況を見まして、本県でも民間の受験者も呼び込むような形で受験者の確保をしたいということでございます。全体ではなくてごく一部の部分という形を考えているところでございます。

◎塚地委員 採用されたとき、日本国憲法にのっとって、きちんと公務労働として働く意識づけが、採用試験のときから大事じゃないかなって思うんですけど、やっぱりそういう公務労働とは何かっていうところも、自覚ができるような試験の中身は、残しちょかんといかないんじゃないかと思うんですけど、内容的なことという、どんな感じなんでしょう。

◎澤田人事委員会事務局長 あくまで一般教養の部分でですね、試験問題が変わるというだけの話でございまして、専門であったり、そのほか口述の試験であったりというところ

はそのまま残しますので、その中で公務に対する思いといったところも確認できるようにしております。

◎塚地委員 分かりました。

◎大石委員長 このシステムはそもそも業務の効率化とかそういうこともあって、導入されているのでしょうか。

◎澤田人事委員会事務局長 まずは、受験生のメリットとして24時間申込みができるということがございます。インターネットで遠くからでも、あるいは郵送の日数とか勘案しなくても、すぐ申込みができるという状況でございます。それと同時に、事務局で作業しておりました例えば、昨年の試験成績の開示は、間違いのないように、郵送間違いとかなないようにということを確認して、確認してやっておりましたけども、そういった事務の煩雑さが解消されるというメリットがございます。

◎大石委員長 なぜそういうことをお伺いしたかという、そういう高効率化とか事務の適正化といいますか、これは非常に重要なことです。そういう目途でやられてるんであれば、本来は、これのみでやるべきじゃないかなというふうにも思うんですけど。そもそもネット申込み以外の方が何%いるから、二頭立てで走らしてるのか、特別な事情があるのか分かりませんが。その辺はいかがですか。

◎澤田人事委員会事務局長 通常の試験は原則インターネット申込みとしております。ただ障害者の方ですとか、社会人の方でもなかなかネット申込みが難しいとかいう方も中にはいらっしゃると思います。あと医療試験関係の専門試験は、ペーパーで申し込む方が4割程度いらっしゃるということもありまして、特に公営企業局なんかではそういう状況が多くございますので、そういうところは、ペーパーでの申込みも、問合せを受けてお答えするような形を取ったりしております。

◎猪野人事委員会事務局次長 看護師さんが受験者数としては一番多いんですけども、自前でパソコンを使えない方とかは、やっぱり紙での申込みですとか、例えば専門学校自体でまとめて紙で申し込む方とかもいらっしゃるかと思います。

◎大石委員長 障害を持たれた方だと、どうしてもなかなか難しいということはよく理解できるんですけども、一方で、今どこの民間企業の採用試験でも恐らく例外を認めてるところがほとんどないんじゃないかなと思うんですけども。看護師だからインターネットが使えないというのは、余り理解できないんですけど。どういう理由ですか、それは衛生上の理由ってことですか。

◎猪野人事委員会事務局次長 衛生上の理由ということではなくて、ふだんからパソコンを使い慣れていないとかそういったことがあるのではないかなというふうには思っておりますけど。あとスマホからの申込みが少ない。公営企業局の採用試験の大半は看護師が占めてますので、そのうちの4割の方はインターネットが使われてますけど、そのほかの方

が紙の申込みであると、これが今の現状であるというところでございます。

◎澤田人事委員会事務局長 通常の上級試験とか中・初級試験は100%インターネット申込みになっておりまして、先ほど申しました障害者選考で7名、社会人経験者2名、残りは公営企業局の選考試験となっております。

◎大石委員長 分かりました。間口を広くするのがいいのか、例外を認めることで事務負担が増えるとかいうことがあるのかどうかちょっと分かりませんが。ちょっと違和感ありましたけど、分かりました。

質疑を終わります。

以上で人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎大石委員長 次に、議会事務局について行います。

議案につきまして事務局長の説明を求めます。

◎山本議会事務局長 議会事務局からは、補正予算1件をお願いしております。資料ナンバー2議案説明書（補正予算）の4ページをお開きください。右端の説明欄を御覧ください。1人件費の一般職給与費につきまして、2,013万9,000円の増額補正をお願いしております。これは、県の人事委員会の勧告に基づく給料月額及び勤勉手当等の改定を見込んだことに加えまして、4月の人事異動によって職員構成が異なったことなどによるものでございます。簡単ではございますが説明は以上です。

◎大石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎大石委員長 質疑を終わります。

以上で議会事務局を終わります。

《請願の審査》

◎大石委員長 以上で議案についての審査を終了いたしました。商工農林水産委員会がまだ審議中ということでございますので、先に請願と意見書を議題といたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(なし)

◎大石委員長 御異議なしと認めます。

それではまず、請願についての審査を行います。

請第1-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査いたします。

それではご意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ るる執行部からも御説明があった中身は、一定執行部も努力されているっていう内容もありますけれども、それではまだまだ不足している部分もある。執行部も努力する、ぜひ議会のほうもそのことを支援して、応援するという意味でこの請願を通していただきたいなと思います。とりわけ、請第2-1号は国のほうでは、もう全会一致で皆さんからも賛同いただいて、会議でも請願が採択されてますので、ぜひとも賛同いただけたらと思っております。

◎ 請願1号のほうなんですけど。そもそも、先生が少ないじゃないですか。これ30人学級にしてしまうと、先生が足らなくなるのは目に見えてますよね。それと2-1のほうなんですけど、年収590万円とか、700万円の人とかいますけども、この年収で見るのどうなのかなっていうのがあるんですよ。子供が4人いるんですけども、子供が多くいればいるほど、やはり子供に関わる学費っていうのは高くなるんで、そこで見るのはどうなのかなっていうのは、ちょっと疑問に感じます。

◎ 1点目の30人学級にすると先生が足らなくなるっていうのは、だから先生を増やしてっていう請願なんですよね。2点目の問題の、所得制限の話は要するに、私たちは所得制限を基本的にはしないしてほしいということなんで、言ってることが逆なんかになってしまいました。

◎ 執行部の説明で十分県が努力されてるということはもう理解できましたので、県単独でも難しいということも御説明の中ではよく理解しましたので、この件は不一致というか、乗れないということ。

◎ 願意はよく分かりますけど、加配の話も県独自で70名近くやって、さらに120名追加でというのはなかなかこれはハードルが高いなというふうに思いますので、願意は分かりますけれども。

◎ 気持ちは分かるんです。みんなこういうことを望んでおるんですね、現実的に見たときに、なかなか現時点でいかなのよ。気持ちは分かるけど。

◎ 請第2-1も駄目ですかね。合わせて駄目ですかね。

◎ 第2-1のところは、本当に微増しかできてませんっていう御説明やったんで、現場からすると、もう少し頑張ってもらいたいなという思いはあると思うんですけども、両方も駄目でしょうかね。

◎ 全体的に気持ちは本当に分かりますし、趣旨というのはよく理解できたところですけど、請第2-1号については、就学前支援は、もう公私間格差は実質ない状況になってるという説明もありましたので、これを全て認めるかということ。

◎ 2-1は、それはそれで別にやります。

◎大石委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 挙手少数であります。

よって本請願は不採択とすることに決しました。

次に、請第2-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それではご意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ さっき言ってしまいましたけど、公私間格差がないというお話がありました。

◎ 公私間格差はないっていうのは、それは今の段階で無償化されているのは3歳以上なんですよね。0歳から2歳はそれぞれ保護者負担がまだありまして、そういう意味ではですね、私学のほうの支援も充実をさせていただいて、認定こども園の大変な中を支えちゃってほしいなっていうのはあるので、ぜひこの部分はお願ひしたいと思っておりますけれども。

◎大石委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第2-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎大石委員長 それでは次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

「学校給食費の無償化を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配布してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 執行部からの説明でも、県内の市町村で既にやっているとところは9自治体プラス14自治体でしたか、ちょっと数字が今、不正確なんですけど。無償化の動きもぐっと広がってきて、今議会でも幾つかのところは、追加の分は高知市みたいに、3月末までの話だったと思いますけど、でも来年度予算から無償化しようという動きもやっぱり市町村からも出てきていて。基本的には、学校給食って食育の基本的な柱立てなので、無償化の方向をぜひ市町村の思いも酌んで検討して、意見書を上げていただきたいというふうに思っております。

◎ 不一致でお願いします。お気持ちはこれもまたよく分かりますし、負担がないにこしたことはないというふうにも思いますし、市町村の取組は尊重されるべきだと思いますので、そういう意味では、よくお気持ちは分かりますけれども、まずその憲法第26条の文章を引っ張って、こういう学説自体があることは承知してますけども、最高裁で無償の範囲は授業料だということで、もう決着はついてますので、まずこの文章自体もちょっと適切ではないと思いますし、国においてその全部を無償化するというのは、やっぱり市町村の範囲で現時点では裁量で判断されるべきというふうに思ってます。給食実施率も100%じゃないですしね、やっぱりそういう議論もしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

◎ 今の補足ですけど。憲法の問題を書かれてますけど、そもそもこの給食に関しては受益者負担という中での法令も制定されてると思いますので、これそもそも法改正も必要になるんじゃないかという気もしますし、恐らく法制局がちゃんと審査した上で、法令にしているということは、もうこの憲法の範囲内にここは含まれないという解釈にもなるかと思えますし。さらにちょっと財源の問題はやっぱりかなり高知県は米びつが空っぽ状態ということで、なかなか難しいなというところで、願意はよく分かりますけれども不一致になるかと思えます。

◎ はい、分かりました。ただ憲法議論の話は、取りあえずそういう判決はありますけれども、やっぱり時代の要請とともに憲法の判断っていうのは変わってくるものでもありますのでね、ぜひこういう世論で、押し返していくっていうことも大事やと私は思うので、賛成していただけたらと思いますけれども。不一致ということですから。

◎大石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。
次に、「消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止・延期を求める意見書（案）」が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配布してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 日本商工会議所のほうもね、この意見も出してまして、今一番すごく舞台芸術をされてる方とかアニメーターの皆さんとか、芸術部門の方々からも、インボイスが導入されて、新たな課税業者になるとそういう事業が続けられないっていう、大変悲痛な声も出てますので、ぜひその声を届けていただきたいなということです。

◎ はい、これも不一致でお願いいたします。お気持ちもこれもよく分かります、そういう声があることも承知しておりますけれども、適正な課税に不可欠な制度だと思えますし、十分配慮をしながら、猶予期間を見ながらやっているようにも承知しておりますので。

◎大石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書（案）」が、自由民主党、公明党から提出されておりますので、お手元に配布してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 私どもは、この防衛3文書、国会にも諮らず閣議決定したことそのものに対して異議を持っておりますし、新たに軍事費を増加させることで、危険性がむしろ増大するとも考えていますので、まず前提に反対です。さらに、この財源についての議論は、もう本当に与党の中で自分たちでやってって。県民を巻き込まないで、県議会を巻き込まないでくだ

さいという思いで、反対です。

◎大石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

これで請願と意見書は終わりでございますけれども、あと1課、商工農林水産委員会が残ってるようでございます。ただ、恐らく後10分か15分ぐらいで終わりそうだということで、一旦休憩いたします。また連絡をさせていただきます。恐らく11時45分ぐらいに再開できる、採決できるんじゃないかなと思っております。よろしくお願いいたします。

(休憩 11時29分～11時55分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《採決》

◎大石委員長 これより採決を行います。今回は議案数9件で、予算議案3件、条例その他議案6件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号「令和4年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第18号「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号「高知県が当事者である訴えの提起に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号「令和5年度当せん金付証券の発売総額に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎大石委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、19日月曜日の15時から、委員長報告の取りまとめを行いますのでよろしくお願いたします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(11時58分閉会)